消費生活 サポーター通信

令和7年度第3号

今月のテーマ

海産物の電話勧誘販売に注意！

事例

・亡くなった兄宛てに海産物を扱う業者から電話があった

・業者に兄が亡くなったことを伝えたが、「生ものだからキャンセルできない、あなた宛てに送る」と言われ、一方的に電話を切られた

・後日、代引配達で荷物が届き、80,000円を請求された

アドバイス

〇頼んだ覚えのない商品が代引配達で届いても、受け取りを拒否し、代金を払わないようにしましょう（配送業者へ「受け取らない」とはっきり伝える）

・代金を払ってしまっても、事業者へ代金の返還請求はできますが、事業者と連絡が取れず、代金を取り戻すことができなくなるケースもあります

・「家族が頼んだかも」と思っても、すぐに代金を払わず確認しましょう

〇受け取ってしまった場合でも、一方的に送りつけられた商品は、すぐに処分できます

〇困ったときは、すぐに消費者ホットライン☎188へ相談しましょう！

<クーリング・オフ>について

・**電話勧誘で商品の購入に同意してしまった場合でも、契約相手の名前、連絡先等を記載した書面が交付されるよ**

・**書面を受け取った日から数えて8日間は<クーリング・オフ>できるよ**

～ 詳細はこのQRコードを読み取ってね ～

◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし ☎188（いやや）

（お近くの消費生活センターにつながります）

青森県消費生活センターマスコットキャラクター テルミちゃん（InMo）

公式LINE登録してね

友達登録方法

・右のQRコードを読み込む

または

・LINEの「友だち追加」から「@638mbqrp」をID検索する

令和７年６月発行

青森県消費生活センター　☎017-722-3343（平日9時～17時30分　土・日・祝日10時～16時　※年末年始休）